令和７年度香川地方最低賃金審議会
第１回運営小委員会
会　議　次　第

令和７年８月６日（水）14：15～
高松サンポート合同庁舎北館７階
702 会議室

１　開　会

２　議　題

（１）委員長、委員長代理の選出について

（２）「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」について

（３）香川地方最低賃金審議会運営小委員会の公開について

（４）香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか２特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

（５）その他

３　閉　会

令和７年度香川地方最低賃金審議会

第１回運営小委員会

資 料 目 次

資料№.１　第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

資料№.２　香川地方最低賃金審議会運営規程

資料№.３　香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料№.４　香川県の特定最低賃金の推移

資料№.５　特定最低賃金対象業種の状況

資料№.６　特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

資料No.1

第56期　香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏　名	現　　職
公益代表委員	籠池　信宏	弁護士 公認会計士
	髙塚　順子	高松大学経営学部 教授
	元木　将道	弁護士
労働者代表委員	立　石　　猛	日本労働組合総連合会香川県連合会　事務局長
	中 村　　亨	タダノ労働組合　執行委員長 ＪＡＭ四国香川地区協議会　議長
	三屋　智広	ＵＡゼンセン香川県支部　支部長
使用者代表委員	奥田　拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白石　幸一	香川県経営者協会 専務理事
	檜垣　邦彦	今治造船株式会社　常勤監査役

（注）各側委員は五十音順

指名年月日　令和7年7月15日

資料№.２

香川地方最低賃金審議会運営規程

（目的）

第１条　香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、５人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の１週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第３条　会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

２　小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員３人ずつ合計９人とする。

３　小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

第４条　委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）
第５条　会長は、会議の議長となり議事を整理する。
２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
３　審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）
第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）
第７条　会議の議事については、議事録を作成する。
２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
４　前３項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）
第８条　会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則
（施行期日）

この規程は、令和６年３月１５日から施行する。

資料No.３

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

（名称）
第１条　本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

（会議）
第２条　委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。
２　委員会は、各側委員が少なくとも１人出席しなければ開くことができない。
３　委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも１人は本委員会の委員でなければならない。
４　委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

（議事録）
第３条　会議の議事については、議事録を作成する。

（報告）
第４条　委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（準用）
第５条　委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則
（施行期日）
この規程は、令和６年７月31日から施行する。

香川県の特定最低賃金の推移

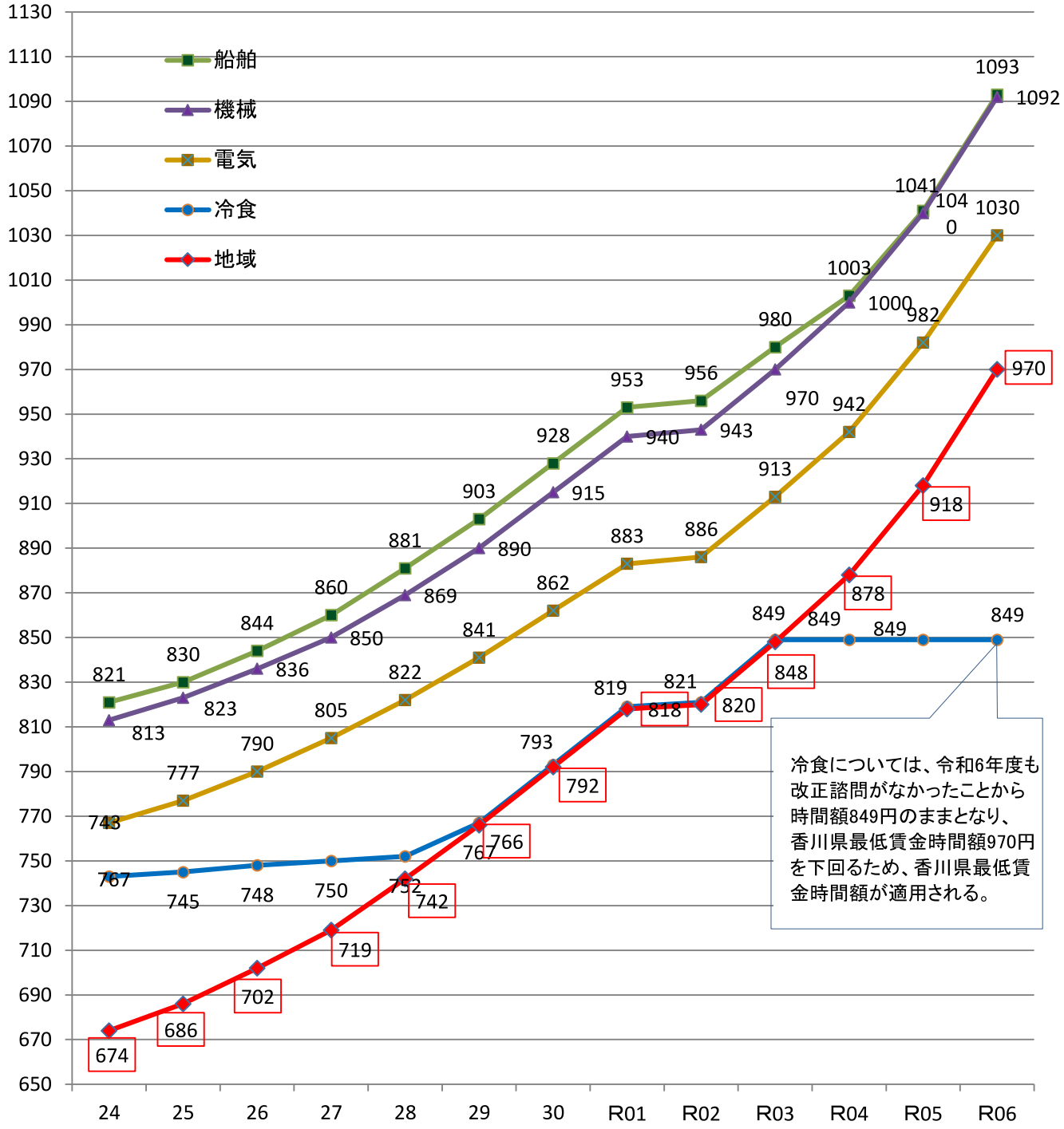

年度	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
船舶	821	830	844	860	881	903	928	953	956	980	1003	1041	1093
機械	813	823	836	850	869	890	915	940	943	970	1000	1040	1092
電気	767	777	790	805	822	841	862	883	886	913	942	982	1030
冷食	743	745	748	750	752	767	793	819	821	849	849	849	849
地域	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878	918	970

資料No.5

特定最低賃金対象業種の状況

1　適用事業場数の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
冷食	48	49	50	50	60	58	52	47	51
機械	341	337	330	327	326	330	320	310	340
船舶	201	199	133	134	130	129	126	138	169
電気	129	130	131	130	135	133	124	127	134

2　基幹的労働者数の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
冷食	1,600	1,886	1,987	1,989	2,017	2,235	2,092	2,053	2,350
機械	6,735	6,663	6,078	6,048	6,233	6,276	6,247	6,106	7,116
船舶	4,308	4,310	3,587	3,576	3,670	3,851	3,730	3,728	4,141
電気	5,421	4,278	5,061	5,060	5,144	5,395	5,543	5,833	6,505

3　申出者が代表する基幹的労働者数の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
冷食	651	607	616	581	618	517	433	577	632
機械	2,774	2,708	2,693	2,700	2,722	2,727	2,723	2,757	2,812
船舶	2,057	2,060	2,019	2,015	2,044	2,007	1,985	2,050	2,153
電気	1,835	1,827	1,919	1,938	2,005	2,008	2,030	2,033	2,065

4　影響率(（)内は未満率）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県最賃	6.6% (1.1%)	6.5% (1.6%)	8.1% (1.0%)	2.4% (1.3%)	8.3% (1.0%)	13.2% (1.0%)	16.2% (1.6%)	20.1% (1.6%)

基幹的労働者

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
冷食	5.6% (2.7%)	6.7% (2.1%)	13.6% (5.2%)	10.6% (4.4%)	19.2% (3.7%)	ー ー	ー ー	ー ー
機械	6.5% (3.9%)	3.5% (1.9%)	6.3% (3.2%)	8.0% (5.2%)	7.1% (4.1%)	8.2% (4.1%)	7.2% (3.2%)	8.3% (3.2%)
船舶	7.5% (3.9%)	5.6% (2.7%)	5.2% (3.6%)	2.9% (2.9%)	2.7% (2.2%)	4.8% (3.3%)	6.0% (4.1%)	6.3% (3.2%)
電気	9.4% (6.4%)	5.0% (2.7%)	15.6% (10.1%)	8.5% (5.1%)	7.8% (1.7%)	10.4% (2.3%)	9.2% (2.4%)	13.7% (5.5%)

5　中位数（単位円）全労働者

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
冷食	897	946	963	970	938	931	963	1,037
機械	1,309	1,313	1,307	1,316	1,369	1,376	1,410	1,487
船舶	1,350	1,440	1,445	1,461	1,500	1,522	1,500	1,500
電気	1,243	1,220	1,255	1,190	1,260	1,240	1,300	1,427

＊賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6　各年の引上げ額の推移（単位円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中賃目安（Cランク R5年度以降Bランク）	24	25	26	ー	28	30	40	50
目安上積額	±0	＋1	±0	＋2	±0	±0	±0	＋2
県最賃	24	26	26	2	28	30	40	52
冷食	15	26	26	2	28	ー	ー	ー
機械	21	25	25	3	27	30	40	52
船舶	22	25	25	3	24	23	38	52
電気	19	21	21	3	27	29	40	48

資料№.６

特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

令和６年 12 月１日現在

産業名	適用事業場数	適用労働者数 （基幹的労働者）	適用除外 労働者数	労働者数
冷凍調理食品製造業	５１	２，３５０	５７４	２，９２４
はん用機械器具生産用機械器具等製造業	３４０	７，１１６	５９０	７，７０６
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	１６９	４，１４１	３７６	４，５１７
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	１３４	６，５０５	１，９３３	８，４３８

＊算出根拠

原則として、「令和６年最低賃金に関する基礎調査」で使用した、令和３年経済センサス-活動調査を基礎とした「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団ＤＢ（令和３年次フレーム確報）による集計）」を基礎資料とし、令和６年 12 月１日までの変動を補正して算出している。